

2 調査及び審査の経過

本年次報告書が対象とする期間は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの1年間である。この期間中に、当審査会は10回開会した⁵。

(1) 調査

令和3年5月11日、前回の令和2年年次報告書を協議・決定し、終了後直ちに大島議長に提出した。

次いで、内閣から提出された特定秘密の指定等の状況に関する国会報告について、6月16日、説明を聴取した。

これを受けて、令和4年3月3日以降、関係行政機関に、順次説明聴取及び質疑を行った。

(2) 審査

本年次報告書が対象とする期間中、委員会等からの審査の求め又は要請⁶はなかった。

なお、平成26年12月の審査会設置以来、委員会等からの審査の求め又は要請がないため、これまで当審査会においてこの審査は行っていない。

(3) 審査会の活動経過

国会 回次	年月日 (審査会回次)	主な経過
第 二 百 四 回 国 会	5.11 (第4回)	令和2年年次報告書について、協議決定した。 (委員外出席者) 議 長 大島 理森君 副議長 赤松 広隆君
		審査会后、会長から令和2年年次報告書を議長に提出した。
	5.18	会長は、本会議において、令和2年年次報告書についての報告を行った。
	6.11	国会法第102条の14の規定に基づき、内閣から「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」(国会報告)を受領した。
	6.16 (第5回)	「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」(国会報告)について河野国務大臣から説明を聴取した。 (委員外出席者) 議 長 大島 理森君 副議長 赤松 広隆君 国務大臣 河野 太郎君

⁵ 手続的な事項のみを協議した令和3年4月13日の審査会(第204回国会第3回)を含む。

⁶ 国会法第104条の2、議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律第5条の2

国会 回次	年月日 (審査会回次)	主な経過
第 二 百 五 回 国 会	10. 4	第 205 回国会（臨時会）召集 （会期 11 日間 10. 14 解散）
	10. 8 （第 1 回）	会長を互選した。 会 長 小野寺 五典君
第 二 百 六 回 国 会	11. 10	第 206 回国会（特別会）召集 （会期 3 日間 11. 12 まで）
	11. 11 （第 1 回）	会長を互選した。 会 長 小野寺 五典君
第 二 百 七 回 国 会	12. 6	第 207 回国会（臨時会）召集 （会期 16 日間 12. 21 まで）
第 二 百 八 回 国 会	令和 4. 1. 17	第 208 回国会（常会）召集
	3. 3 （第 1 回）	1 特定秘密の保護に関する制度の運用、特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理について独立公文書管理監等がとった措置の概要に関する報告について政府参考人から説明を聴取した後、質疑を行った。 2 特定秘密の指定・解除及び特定秘密文書の管理の適正確保のための検証・監察等について、政府参考人に質疑を行った。 (委員外出席者) 内閣府副大臣 大野 敬太郎君 (政府参考人) 内閣官房及び独立公文書管理監
	3. 10 （第 2 回）	内閣官房及び国家安全保障会議における特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について、政府参考人から説明を聴取した後、質疑を行った。 (政府参考人) 内閣官房
	3. 17 （第 3 回）	1 特定秘密文書の管理の適正確保のための検証・監察等について、政府参考人から説明を聴取した後、質疑を行った。 2 内閣官房、警察庁、総務省、法務省、出入国在留管理庁、公安調査庁、経済産業省及び海上保安庁における特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について、政府参考人から説明を聴取した後、質疑を行った。 (政府参考人) 独立公文書管理監、内閣官房、警察庁、総務省、法務省、出入国在留管理庁、公安調査庁、経済産業省及び海上保安庁

国会 回次	年月日 (審査会回次)	主な経過
第二百八回国会 (続き)	3.24 (第4回)	内閣官房及び外務省における特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について、政府参考人から説明を聴取した後、質疑を行った。 (政府参考人) 内閣官房及び外務省
	3.31 (第5回)	内閣官房、防衛省及び防衛装備庁における特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について、政府参考人から説明を聴取した後、質疑を行った。 (政府参考人) 内閣官房、防衛省及び防衛装備庁